

参考資料(追補版)②



平成26年10月14日



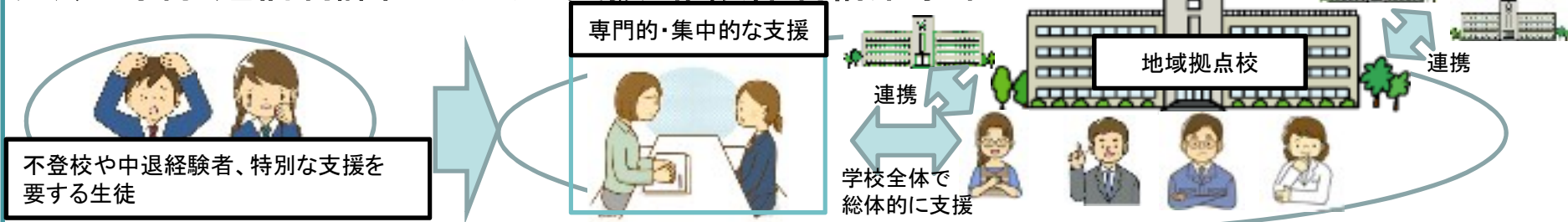
文部科学省
MEXT

多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

(平成27年度概算要求額:1.5億円)(新規)

◆目的 教育再生実行会議第四次提言(平成25年10月)、中央教育審議会高等学校教育部会審議まとめ(平成26年6月)、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱(平成25年8月末閣議決定予定)を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに応じ確かな学力や学習意欲の向上等を生徒に身に付けさせるなど、高校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進。

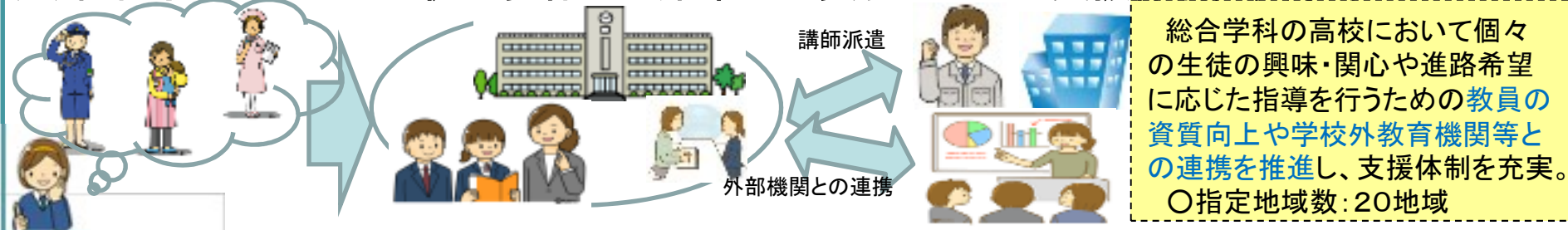
(1) 定時制・通信制課程における支援・相談体制構築事業(65百万円)



定時制・通信制課程の高等学校において、きめ細やかなケアを必要とする生徒一人一人に対する、専門的かつ集中的な支援を行う専門人材を常駐させ、教職員間の連携を図るなど学校全体における総体的な取組を推進し、その教育的効果について調査研究を実施。また当該学校が地域の拠点校として地域全体における定時制・通信制の一層の振興を推進。

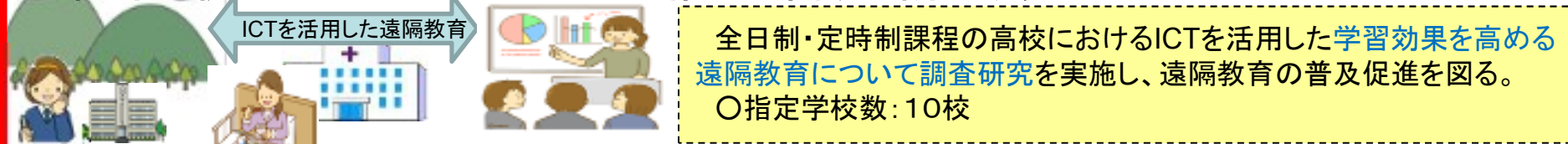
○指定学校数:8校

(2) 総合学科における生徒の多様な進路希望の実現に向けた支援体制充実事業(22百万円)



総合学科の高校において個々の生徒の興味・関心や進路希望に応じた指導を行うための教員の資質向上や学校外教育機関等との連携を推進し、支援体制を充実。
○指定地域数:20地域

(3) 高等学校における遠隔教育の普及推進に関する調査研究(63百万円)



全日制・定時制課程の高校におけるICTを活用した学習効果を高める遠隔教育について調査研究を実施し、遠隔教育の普及促進を図る。
○指定学校数:10校

学校外学習等についての単位認定を可能とする制度

制 度	根拠規定	制 度 の 概 要
①海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第93条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度（36単位まで）
②学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第97条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
③大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第98条第1号 平成10年文部省告示第41号第1項	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
④技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第98条第2号 平成10年文部省告示第41号第2項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
⑤ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第98条第3号 平成10年文部省告示第41号第3項	学校外におけるボランティア活動、就学体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第1号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第2号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
⑧定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第55条 学校教育法施行令第32条～第39条 技能連携施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度（卒業に必要な単位数の2分の1以内）
⑨定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規定第12条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位数を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の課程の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度